

## 暴風警報発令時等の緊急時における授業・試験の対応について

### 1 暴風警報発令時における授業・試験について

名古屋地方気象台から、「愛知県西部」又は「尾張東部、尾張西部、知多地域、西三河南部、西三河北西部のいずれかの区域」又は「名古屋市」に暴風警報が発令された場合の授業・試験についての取り扱いは、以下のとおりとします。

◎ 所属学部・研究科又は担当教員から特別な指示がある場合は、この限りではありません。

◎ 電話での問い合わせは受け付けませんので、ラジオ・テレビ等の報道で確認のうえ、各自判断して下さい。

#### (1) 授業・試験の開始前に暴風警報が発令された場合

所 属	区 分		授業または試験を行う時限
	解除の時刻	休講または試験が中止となる時限	
学部（教養教育含む）	午前7時まで	なし（開講します）	通常どおり
	午前7時から午前10時まで	第1時限及び第2時限	第3時限以降
	午前10時すぎ	当日実施予定の全ての時限	実施しません
研究科	午前7時まで	なし（開講します）	通常どおり
	午前7時から午前10時まで	第1時限及び第2時限	第3時限以降
	午前10時から午後3時まで	第1時限～第4時限	第5時限以降
	午後3時すぎ	当日実施予定の全ての時限	実施しません

#### (2) 授業・試験の開始後に暴風警報が発令された場合

学部（教養教育含む） 研究科	暴風警報発令後に開始される授業は休講とし、試験は中止します。 また、中止となった試験については、各学部・研究科の指示に従って下さい。
-------------------	---

◎ 暴風警報発令時に行っている授業・試験については、原則として中止としますが、状況によっては続行することもあります。

#### (3) 居住地または通学経路内に暴風警報が発令された場合

暴風警報が居住地又は通学経路内に発令されている間は、登校しないで下さい。

ただし、愛知県西部、尾張東部、尾張西部、知多地域、西三河南部、西三河北西部、名古屋市のいずれにも暴風警報が発令されていなければ、授業・試験は通常どおり行われています。

これに該当し、授業・試験を欠席する学生は、「特別欠席届」を後日すみやかに各学部事務室または山の畑事務室に提出するなど所定の手続きを行って下さい。欠席した日の気象状況については、日本気象協会ホームページの警報発表履歴で確認します。

#### (4) その他の気象警報が発令された場合

暴風警報に限らず、その他の気象警報（大雨警報、大雪警報等）発令時において、学長、副学長等が必要と判断した場合は、授業・試験を中止することがあります。その場合の学生への周知は、大学ホームページやポータルサイトより行います。

## 2 公共交通機関運休時の対応について

- (1) 大雨・強風・大雪等の気象状況による公共交通機関の運休の場合  
通学経路に係る公共交通機関が運休している場合、無理な登校はしないで下さい。  
ただし、愛知県西部、尾張東部、尾張西部、知多地域、西三河南部、西三河北西部、名古屋市のいずれにも暴風警報が発令されていなければ、授業・試験は通常どおり行われています。  
これに該当し、授業・試験を欠席する学生は、「特別欠席届」を後日すみやかに各学部事務室又は山の畑事務室に提出するなど所定の手続きを行って下さい。その場合、運休の事実を証明する書類が必要となります。
- (2) 交通ストの場合  
名古屋市営交通、東海旅客鉄道（JR東海）、名古屋鉄道（名鉄）の3社のうち2社以上がストライキを行った場合の授業・試験の取扱は、前項1の（1）で掲げた表に準ずるものとします。
- (3) その他の事由による公共交通機関の運休の場合  
事故等により、公共交通機関が運休し、授業・試験に出席できなかった場合は、（1）に準じて各学部事務室又は山の畑事務室にて、所定の手続きを行って下さい。

## 3 東海地震にかかる注意情報、予知情報発表時又は警戒宣言発令時における授業・試験等について

- (1) 東海地震にかかる注意情報、予知情報が発表された場合、又は警戒宣言が発令された場合は、ただちに授業・試験・クラブ活動等を打ち切り、状況に応じて徒歩または公共交通機関を利用して帰宅して下さい。  
(自家用車の利用は禁止)
- (2) 東海地震にかかる注意情報、予知情報が発表された時又は警戒宣言が発令された時から、東海地震の恐れがなくなったと認められ、注意情報、予知情報または警戒宣言が解除される時までの間は、自宅待機とします。
- (3) 通学途上で、東海地震にかかる注意情報、予知情報が発表された場合、又は警戒宣言が発令された場合は、登校しないで下さい。